



新型コロナウイルス感染拡大防止への 協力要請について (県民の皆様へのお願い)



山梨

詳しくは
こちら→



医療提供体制の逼迫を回避するとともに、コロナ禍からの経済社会活動の回復を更に進めていくため、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染防止対策への協力を要請します。

(期間:令和4年6月1日～令和5年3月31日)

(1) ワクチン接種



- ① ご自身と周りの大切な方々を守るため、健康上の理由等により、ワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン接種を推奨。インフルエンザワクチン接種も検討を
- ② 1、2回目接種後3ヶ月を経過した12歳以上の方は早期、積極的な接種を推奨
- ③ 生後6ヶ月以上の乳幼児、児童、生徒の保護者の方はかかりつけ医に相談のうえ、積極的な接種の検討を
- ④ 事業者の皆様は、ワクチン未接種の従業員等に対し、接種の勧奨と勤務環境の配慮を。なお、接種できない従業員等が不利益な扱いを受けない配慮を
- ⑤ 学校等関係の皆様は、ワクチン未接種の6ヶ月以上の乳幼児、児童、生徒の保護者・大学生等に対し、接種の勧奨を。接種できない幼児、児童、生徒に対して、差別やいじめなどが起きないように配慮を

(2) 日常生活



- ① 身体的距離の確保、不織布マスクの着用、手洗いや手指消毒など基本的な感染防止対策の徹底と十分な換気を(30分間に1回程度)。暖房を使用する際は定期的な換気に特に留意を
- ② 「3つの密」を回避するとともに、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を控える
- ③ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、外出を控え、平日の日中に受診を
- ④ 発熱等の症状はないものの、感染の不安を感じる方は、県が行う無料検査事業の活用を
- ⑤ 各家庭においては、感染した場合に備え、抗原検査キットや市販の解熱剤・咳止めなどの薬、手指消毒用アルコール、不織布マスク及び食料などの準備を
- ⑥ 基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、やまなしグリーン・ゾーン認証施設を利用し、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守



感染症拡大防止にご協力ください

(R4.11月改訂)